

千葉市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しの閲覧に関する規則施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しの閲覧に関する規則（平成11年千葉市規則第24号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、規則の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧方法)

第2条 外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写し（以下「資格書面」という。）を閲覧する者（以下「閲覧者」という。）は、総務局情報経営部業務改革推進課（以下「業務改革推進課」という。）の受付において、規則第3条に規定する外部監査人資格書面閲覧請求票に所定の事項を記入後、職員の立会いのもと、次条に定める閲覧場所で閲覧するものとする。

(閲覧場所)

第3条 規則第2条第2項の市長が指定する場所は、業務改革推進課内とする。

(資格書面の謄写)

第4条 資格書面を謄写する場合は、筆記によりこれを行うものとし、複写機、写真機等を使用してはならないものとする。

(閲覧者の遵守事項)

第5条 閲覧者は、規則第4条第1項及び第2項に定める事項を遵守するほか、職員の指示に従わなくてはならない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。